

## 「調査（統計調査以外）」に関する取りまとめ（考え方）

平成 29 年 5 月 18 日現在

## 1. 調査（統計調査以外）の取組の対象

調査（統計調査以外）の取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う、事業者に対する調査やアンケートとする。

（注）個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令、報告の徴収、立入検査等の権限に基づき行う調査については、「行政手続部会取りまとめ」において、「情報提供に対する協力（調査・統計に対する協力を除く）」として、取組の対象から除外している。

## 2. 統計法に基づく統計調査と調査（統計調査以外）の相違点

調査（統計調査以外）について、行政手続部会取りまとめの「3.（4）削減目標」において、「調査・統計に対する協力」のうち、統計法に基づく統計調査とは別途検討を行うとされていることから、調査（統計調査以外）の検討においては、統計調査との相違点を踏まえて行うこととする。

統計調査については、統計法において、「統計の作成を目的として・・・事実の報告を求めることにより行う調査」とされているのに対して、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、その作成の目的や報告の内容は定められていない。

一方、作成の目的や報告の内容に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、調査票への記入など事業者の負担に違いはない。

| 報告の内容<br>目的       | 事実         | 事実以外<br>(意識) |
|-------------------|------------|--------------|
| 統計の作成             | 統計調査       | 調査（統計調査以外）   |
| 統計の作成以外<br>(個別利用) | 調査（統計調査以外） | 調査（統計調査以外）   |

また、統計調査については、統計法に基づき、実施の際に総務大臣の事前承認が必要であるのに対し、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができる。

### 3. 調査（統計調査以外）の特性を踏まえた検討

#### （1）削減目標

調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うものであり、調査票への記入を求めるものやヒアリング調査への口頭の回答を求めるものなど多様な方式で実施され、緊急に実施することが必要なものも含まれることから、個々の調査を洗い出し、調査（統計調査以外）の全体像を把握することは困難ではないかと考えられる。また、継続的に実施されていないものも多いことから、調査（統計調査以外）においては、調査（統計調査以外）全体に対して削減目標を設定する方法はなじまないと考えられる。

#### （2）削減方策

調査（統計調査以外）については、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うものであり、統計調査のように、調査票の様式を含め、報告を求める事項などに関する総務大臣の事前審査がない。

このため、調査（統計調査以外）については、各省庁において、調査を検討する際に、事業者への負担ができるだけ小さくなるよう努めることが、コスト削減方策として適切と考えられる。加えて、事業者から、個別の調査（統計調査以外）について、具体的な改善の提案があった場合には、当該提案に対して対応することが必要と考えられる。

具体的な削減方策については、統計調査と調査（統計調査以外）において、作成の目的や報告の内容が異なっても、事業者目線で考えた場合、事業者の負担に違いはないことから、現在、統計改革推進会議において検討が行われている統計調査の報告者負担の軽減の具体策を参考に、これに準じて、調査（統計調査以外）について、削減方策の検討を行うこととする。

### 4. 具体的な削減方策

（統計改革推進会議の検討を踏まえて検討）

## 【参考】

統計改革推進会議 中間報告（平成 29 年 4 月 14 日）抜粋

### 4．報告者負担の軽減と統計行政の見直し・業務効率化、基盤強化

#### （１）報告者負担の軽減

報告者の声を反映する仕組み

- ・これまで各府省で個々に行われてきている報告者の声の把握や、それらの声の統計調査への反映を促進し、さらにこれらを統一的・継続的に行うため、各府省横断的に、毎年時期を定めて報告者の声を広く把握し、その声に対する対応等を公表するオープンな取組を推進する。
- ・統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

負担軽減のための新たな仕組み等

- ・報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて、企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ構築する。
- ・さらに、報告者の負担感の軽減のため、調査に当たってわかりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体策を講ずる。
- ・一方、報告者の公平感を確保するため、悪質な報告拒否への対応の在り方について、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

類似調査の事前確認、負担の声への対応

- ・各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの存在の有無や所在を、自府省の E B P M 推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省の E B P M 推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。
- ・報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、E B P M 推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。

調査事項の重複、オンライン調査の使い勝手等への対応

- ・個別統計についての調査事項の重複の是正、オンライン調査の使い勝手の改善等につき、現在、取りまとめ中の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」で把握された個別の意見・要望等を踏まえ、最終取りまとめに向けて検討する。